知財法務の勘所Q&A(第56回)

外国へ特許出願する際の手続き面での留意点

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁理士 **綾 聡平**

入 外国で特許を取得するには、どのような方法がありますか。

特許は国ごとに独立した異なる権利となりますので、それぞれの国で特許を取得するための手続きを取る必要があります。日本での特許出願を元に外国出願する方法には、大きく分けて、パリ条約ルート(以下「パリルート」と言います。)と特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treatyルート(以下「PCTルート」と言います。)があります。パリルートは、例えば日本出願を元として、1年以内に諸外国の特許庁に直接出願する出願ルート、PCTルートは、世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)へ国際出願(PCT出願)を行い、当該国際出願を、 $30 ext{ }$ 月以内 1 に諸外国の特許庁へ移行する(国内移行)出願ルートです。

なお、PCTルートでの出願は、PCT加盟国(2022年1月現在、154か国)に対してしか行うことができません。特許出願件数の多い国の大半はPCTに加盟していますが、例えば、台湾 2 、アルゼンチン、ベネズエラ、バングラディシュなどはPCTに加盟していないため、これらの国で特許を取得する場合には、パリルートでしか出願することはできない点に注意が必要です。

加えて、欧州の各国や、旧ソ連のいくつかの国、アフリカの多くの国などについては、パリルートやPCTルートで出願するルートに加え、欧州特許庁(EPO: European Patent Office)やユーラシア特許庁などの広域特許庁へ出願するルートもあります。広域特許庁へ出願するルートでは、まずはパリルートまたはPCTルートで広域特許庁へ出願し、そこでの審査を経て登録となった後、各国での権利の登録/有効化の対応を取ることとなります。

このほか、香港には、中国、イギリス、欧州で出願が公開されてから半年以内に出願するルートがありますし、マカオには、中国での特許公告後3ヶ月以内に出願するルートがあるなど、国や地域によっては、特殊な出願ルートとなる場合もあります。

特許を取得したい国ごとに出願が可能なルートが異なりますので、特に、主要国以外での特許 取得を希望する場合には、どのような出願ルートが可能かを必ず確認するようにしましょう。

¹ 元となる日本出願がある場合には、元となる日本出願の出願日(優先日)から、元となる出願がない場合には国際出願日から起算して移行期限が決まります。また、ルクセンブルクは起算日から20ヶ月、タンザニアでは同21ヶ月後が移行期限となりますし、欧州やインド、韓国など、起算日から31ヶ月後が移行期限となる国も多数あります。

² 中国の特許は、香港、マカオ、台湾には及ばないため、それぞれの地域で権利を取得する必要があります。